

災害時における航空機の出動に関する協定

浦安市（以下「甲」という。）とエクセル航空株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における回転翼航空機（以下「航空機」という。）の出動に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、浦安市域に災害が発生し、甲が行う防災活動に航空機の必要が生じた場合、甲の要請に基づく乙の航空機の出動に関し必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、乙に対し別紙要請書（第1号様式）により、航空機の出動を要請し、乙は本要請に基づき航空機を出動させることができる、ただし、緊急性を考慮し、有線電話により行うことができる。

2 浦安市域に震度5強以上の地震が発生し、有線電話が途絶した場合は、乙は自主的に航空機を出動させることができる。

ただし、当該出動にたいしては、前項に定める要請があったものとみなすものとする。

（協 力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合、航空法（昭和27年法律第231号）及びその他航空関係法令上支障がある場合を除き、乙の可能な範囲において航空機を出動させ、甲が行う防災活動に協力するものとする。

（費用弁償）

第4条 乙は、本協定に基づく出動終了後、甲に対して航空機の出動に係る費用を請求することができる。

2 前項の費用は、乙が運輸省の認可を受けて別に定める「機種別基本飛行料金表」に基づいて計算するものとする。

3 甲は、乙から前2項の規定により費用を請求された場合において、その内容を精査し、速やかに弁償するものとする。

（細 目）

第5条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定めるものとする。

（期 間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結日より1年間とする。

ただし、期間満了1か月前までに契約の延伸について甲・乙いずれからも異議の申し立てがない場合は、更に1か年延長するものとし、以後これにならうものとする。

（協 議）

第7条 本協定（前条に基づき定められた細目を含む）に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲・乙双方が協議して定めるものとする。

（補 則）

第8条 本協定締結の証として、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

平成9年6月17日

浦安市猫実1丁目1番1号

(甲) 浦 安 市 長 熊 川 好 生

浦安市千鳥14番地

(乙) エクセル航空株式会社

代表取締役社長 堀 高 明